

地方自治法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表

目次

○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一条関係）	1
○	生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）（第二条関係）	
○	○ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）（第三条関係）	
○	○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）（第四条関係）	
○	○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第五条関係）	
○	○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）（第六条関係）	
○	○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第七条関係）	
○	○ 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）（附則第六条関係）	
○	○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（附則第七条関係）	

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 後	
第二編 普通地方公共団体			現 行

第二章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第九十二条 （略）

②
(略)

③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）につては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、これらの規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から六十二日以内、市町村にあつては三十一日以内

第二章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第九十二条 （略）

②
(略)

③ 条例制定又は改廃請求代表者は、前項の規定により署名し印を押すことを求めるための委任をしたときは、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を文書をもつて当該普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。

④ 第一項及び第二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、これらの規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から六十二日以内、市町村にあつては三十一日以内とする。

、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。

④・⑤ (略)

第九十三条 条例制定又は改廃請求者署名簿は、都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに、これを作製しなければならない。

第九十三条の二 都道府県又は指定都市に関する請求につき当該請求に係る区域の一部について第九十二条第三項ただし書の規定の適用がある場合には、条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿が作製される区域ごとに同項の規定を適用したとしたならば当該区域における同項に規定する期間が満了することとなる日の翌日から十日を経過する日までに、当該区域に係る条例制定又は改廃請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りではない。

② (略)

第九十四条 条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印を押した者の数が地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数となつたときは、条例制定又は改廃請求代表者は、第九十二条第三項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に

⑤・⑥ (略)

第九十三条 条例制定又は改廃請求者署名簿は、都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に関する請求にあつては区ごとに、これを作製しなければならない。

第九十三条の二 都道府県又は指定都市に関する請求につき当該請求に係る区域の一部について第九十二条第四項ただし書の規定の適用がある場合には、条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿が作製される区域ごとに同項の規定を適用したとしたならば当該区域における同項に規定する期間が満了することとなる日の翌日から、それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過する日までに、当該区域に係る条例制定又は改廃請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りではない。

② (略)

第九十四条 条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印を押した者の数が地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数となつたときは、条例制定又は改廃請求代表者は、第九十二条第四項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に

規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求者署名簿（署名簿が二冊以上に分れているときは、これらを一括したもの）を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求者署名簿（署名簿が二冊以上に分れているときは、これらを一括したもの）を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

第九十六条 地方自治法第七十四条第一項の規定による請求は、同法第十七条の二第六項の規定により返付を受けた条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、条例制定若しくは改廃請求代表者において不服がないとき、又は条例制定若しくは改廃請求代表者において審査の申立て若しくは訴訟の裁決若しくは判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求書に同法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の有効署名があることを証明する書面及び条例制定又は改廃請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。

第九十六条 地方自治法第七十四条第一項の規定による請求は、同法第七十四条の二第六項の規定により返付を受けた条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に關し、条例制定若しくは改廃請求代表者において不服がないとき、又は条例制定若しくは改廃請求代表者において審査の申立て若しくは訴訟の裁決若しくは判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から、都道府県に關する請求にあつては十日以内、市町村に關する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求書に同法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の有効署名があることを證明する書面及び条例制定又は改廃請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。

第九十七条（略）
② 前条第一項の請求があつた場合において、その請求が適法な方式を欠いていいるときは、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては三日以内の期限をしてこれを補正させなければならない。

第九十七条（略）
② 前条第一項の請求があつた場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に關する請求にあつては三日以内の期限を附けてこれを補正させなければならぬ。

第九十八条の三 地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合においては、市町村の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に関する規定とみなす。ただし、同法第七十四条の二第十項の規定による送付については、市の選挙管理委員会を経由するものとする。

② この節中市町村に関する規定は、指定都市にあつては、これを区に関する規定とみなす。ただし、第九十二条第三項から第五項までの規定についてでは、この限りでない。

第九十八条の四 普通地方公共団体の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求署名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、命令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

(削除)	(略)	
(削除)	(略)	
(削除)	(略)	

第九十九条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十八条の三 地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合においては、市町村の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に関する規定とみなす。但し、同法第七十四条の二第十項の規定による送付については、市の選挙管理委員会を経由するものとする。

② 本節中市町村に関する規定は、指定都市にあつては、これを区に関する規定とみなす。但し、第九十二条第四項から第六項までの規定については、この限りでない。

第九十八条の四 普通地方公共団体の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求署名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求のための署名収集委任届出書、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、命令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

第三項	第九十二条	(略)
長	当該普通地方公共団体の監査委員	(略)

第九十九条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二節 解散及び解職の請求						
第一項		第九十四条	第四項	第三項及び 第四十二条	第九十二条规定	(略)
五十分の一	(略)		(略)		(削除) (略)	(削除) (略)
万を超える数に六分の一	三分の一（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあつてはその四十	(略)	(略)		(削除) (略)	(略)

第二節 解散及び解職の請求						
第一百条 第九十九条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の二及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第七十六条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。						
第一項	第五項 第九十四条	第五项 第九十二条	第四项及び 第九十二条	第三项 第九十二条	(略)	(略)
五十分の一	(略)	(略)	(略)	普通地方公共団体の長	(略)	(略)
三分の一 (その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と	(略)	(略)	(略)	普通地方公共団体の選挙管理委員会 (当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。)	(略)	(略)

(略)					
(略)	(略)	第一項 第九十七条	(略)	(略)	た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
(略)	(略)	五十分の一	(略)	(略)	三分の一（その総数が四十万を超える時はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数、数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合は八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
(略)	(略)				

(略)			第九十七条	(略)	
(略)	(略)	五十分の一	(略)	(略)	
(略)	(略)	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	(略)	(略)	

で、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第五十条の三、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第一項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第

で、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。））、

二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十二条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第四項 第四十一条 公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。）の氏名若し くは衆議院名簿届出政党 等若しくは参議院名簿届 出政党等の名称若しくは 略称又は公職の候補者に 対して	(略)
(略)		(略)

八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選舉に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限りなく。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	第四十一条	(略)
(略)	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等若しくは公職の候補者に 対して○の記号	(略)
(略)		賛否

の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	号 第一項第四	第六十八条	第九項	第六十二条	(略)											
(略)	の氏名を 二人以上の公職の候補者		(略)	(略)												
(略)	賛否とともに		(略)	(略)	○の記号を記載したか	○の記号を記載欄又は反対の記載欄のいずれに対しても	賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに	賛否	賛否	賛否を自書しないもの	賛否を自書しないもの	賛否のほか、他事を記載したもの	記号を	記載欄のいづれにも○の記号を	「賛否をともに」	条第一項第一号 において準用する第六十八

(略)	(新設)	第九項	第六十二条	(略)												
(略)	(新設)		(略)	(略)												
(略)	(新設)		(略)	(略)												

<p>第二百三十 七条の二第</p> <p>一項</p> <p>公職の候補者（公職の候補者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に對して</p>	<p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">（削除）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> </table>	（削除）	（略）	（削除）	（略）	（削除）	（略）	（削除）	（略）	<p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">指示する</td> <td style="width: 50%;">指示に従い</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">（削除）</td> <td style="width: 50%;">（削除）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">（削除）</td> <td style="width: 50%;">（削除）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">（削除）</td> <td style="width: 50%;">（削除）</td> </tr> </table>	指示する	指示に従い	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	<p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">（略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> </table>	（略）	<p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">（略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> </table>	（略）	<p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">（略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> </table>	（略）																					
（削除）	（略）																																												
（削除）	（略）																																												
（削除）	（略）																																												
（削除）	（略）																																												
指示する	指示に従い																																												
（削除）	（削除）																																												
（削除）	（削除）																																												
（削除）	（削除）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												

第一百九条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条第一項、第十条、第十一條第三項、第十一條の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第一百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項

<p>第二百三十 七条の二第</p> <p>一項</p> <p>公職の候補者（公職の候補者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に對して○の記号</p>	<p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">（略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> </table>	（略）	<p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">（略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> </table>	（略）	<p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">（略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> </table>	（略）	<p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">（略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> </table>	（略）	<p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">（略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> </table>	（略）																																			
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												

第一百九条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条第一項、第十条、第十一條第三項、第十一條の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第一百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項

条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一条から第百六条まで、第一百八条、第十一章、第一百二十六条、第一百二十九条、第一百三十条第一項第一号から第三号まで、第一百三十二条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第一百三十六条の二第二項、第一百三十九条ただし書、第一百四十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第一百四十二条第一項第一号から第三号まで、第一百五十二条、第一百六十一条から第一百六十四条の五まで、第一百六十四条の七、第一百六十五条の二、第一百六十七条から第一百七十二条の二まで、第一百七十五条から第一百七十七条まで、第一百七八条の二、第一百七八条の三、第一百七十九条第一項及び第三項、第一百七十九条の二から第一百九十七条まで、第一百九十七条の二第二項から第五項まで、第一百九十九条の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二项、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十三条（訴訟に関する部分を除く。）、第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第二十五条から第

第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号から第五号まで及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一条から第百六条まで、第百八条、第十一章、第一百二十六条、第一百二十九条、第一百三十条第一項第一号から第三号まで、第一百三十一條第一項第一号から第三号まで及び第三項、第一百三十六条の二第二項、第一百三十九条ただし書、第一百四十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第一百四十二条から第一百四十七条の二まで、第一百四十八条第二項及び第三項、第一百四十八条の二から第一百五十一条の二まで、第一百五十二条、第一百六十一条から第一百六十四条の五まで、第一百六十四条の七、第一百六十五条の二から第一百六十七条から第一百七十二条の二まで、第一百七十五条から第一百七十七条まで、第一百七十九条の二、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条の五、第一百八十五条の二、第一百八十六条、第一百八十七条の二第二項から第五項まで、第一百八十八条の二、第一百八十九条の二、第一百九十条の二から第一百九十二条の二、第一百九十三条の二から第一百九十六条の二、第一百九十七条の二第二項から第五項まで、第一百九十八条の二、第一百九十九条の二から第二百条の二、第二百十一条の二、第二百十二条の二、第二百十三条（訴訟に関する部分を除く。）、第二百二十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第二十五条から第二十九条まで及び第三十一條に関する部分に限る。）及び第二項、第一百二十条第二項、第二百二十二条第三項第三号及び第四号、第二百二十三条の二、第二百二十四条

二十九条まで及び第三十一条に關する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項第三号及び第四号、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第二項、第二百三十九条の二第二项、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項第一号（公職選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に關する部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に關する部分に限る。）、同条第二項（同法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に關する部分を除く。）、第二百七十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に關する部分に限る。）並びに第二百七十二条から第二百七十二条までの規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票には、準用しない。

の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第二号及び第三号、二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十二条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四条第一項から第三項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（第十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十二条から第二百七十二条までの規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票には、準用しない。

第一百十条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十条第一項の規定

第一百十条 第九十五条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十条第一項の規定

による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項 第九十四条	第四項 第三項及び	第九十二条 第九十三条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
五十分の一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と合算して得た数と合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）	三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と合算して得た数と合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）	三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数と合算して得た数）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項 第九十四条	第五項 第四項及び	第九十二条 第九十三条	普通地方公共団体の長	管理委員会（当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。）	(略)	(略)
五十分の一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数と合算して得た数）	三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数と合算して得た数）	三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数と合算して得た数）	(略)	(略)	(略)	(略)

第一項	第九十六条	(略)	五十分の一	(略)	(略)	して得た数)
五十分の一	五十分の一	(略)	三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と）	(略)	(略)	して得た数)
三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十分に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十分に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	(略)	(略)	(略)	(略)	して得た数)

第一項 第九十七条	(略)		第一項 第九十六条	(略)	
五十分の一	(略)	(略)	五十分の一	(略)	(略)
三分の一 (その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	(略)	(略)	三分の一 (その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と)	(略)	(略)

(略)	
(略)	その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
(略)	(略)

第一百十三条 第百条の二、第百三条から第百五条まで、第百七条、第百八
条第二項、第百九条（公職選挙法第十二条第一項及び第四項、第十五条
、第十五条の二第四項並びに第二百七十一条に関する部分を除く。）、
第百九条の二及び第百九条の三の規定は、普通地方公共団体の議会の議
員の解職の投票について準用する。この場合において、第百条の二第一
項中「前条」とあり、及び第百四条第一項中「第百条」とあるのは、「
第一百十条」と読み替えるものとする。

(略)	
(略)	(略)
(略)	(略) 四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

第一百十三条 第百十三条の二、第一百三条から第百五条まで、第一百七条、第一百八
条第二項、第一百九条（公職選挙法第十二条第一項及び第四項、第十五条
、第十五条の二第四項、第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書並
びに第二百七十七条に関する部分を除く。）、第一百九条の二及び第一百九
条の三の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について
準用する。この場合において、第一百条の二第一項中「前条」とあり、及
び第一百四条第一項中「第一百条」とあるのは、「第一百十条」と読み替える
ものとする。

第百四十四条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二

四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十二条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び

まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十二条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十四条第一項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十五条第一項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から

第一項及び 第五十六条	(略)	(略)	(略)	(略)
一人の氏名	当該選挙の公職の候補者	(略)	(略)	(略)

第一項及び 第五十六条	(略)	(略)	(略)	第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十二条第一項、第二項（在外選挙十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三、第一百四十四条並びに第一百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
一人の氏名	当該選挙の公職の候補者 の議員の氏名	対して○の記号	(略)	

第二項	第五十六条	第四項	第五十五条	第五项	第五十六条	第五项	第五十九条	第五项	第五十九条	第五项	第一項	第四十六条	第二項	
公職の候補者一人の氏名	公職の候補者の氏名	公職の候補者の氏名	公職の候補者一人の氏名	当該選挙の公職の候補者	当該選挙の公職の候補者	当該選挙の公職の候補者	公職の候補者一人の氏名	一人の氏名	公職の候補者一人の氏名	(略)	(略)	条例で 投票用紙に氏名が印刷さ れた公職の候補者のうち	(略)	
賛否	賛否	賛否	賛否	賛否	賛否	賛否	賛否	賛否	賛否	(略)	(略)	選挙管理委員会が 普通地方公共団体の議会 の議員の解職に賛成する	賛否	
一人の氏名	当該選挙の公職の候補者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一人の氏名
の二第一項	第四十六条	第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	五百五十五条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(新設)
	(新設)
	(新設)

号及び第七 第一項第六 第六十八条 号	第六十八条 第一項第四 号	(略)							
公職の候補者の氏名 の氏名を	二人以上の公職の候補者 (略)	称	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿届出政 一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称 又は一の参議院名簿届出政 党等の名称若しくは略	当該選挙の公職の候補者 の氏名	第四十八条 第二項 第一項	第四十八条 第一項	対して○の記号	公職の候補者の氏名を自 書しないもの 公職の候補者の何人	したものは、この限りで ない。
賛否		賛否をともに (略)		賛否	賛否	○の記号を記載したか	賛成の記載欄又は反対の 記載欄のいずれに対して 記載欄のいずれに対して 記載したか	賛否	賛否を自書しないもの

号及び第七 第一項第六	第六十八条 第一項第二 号	(略)		第四十八条 第二項	第四十九条 第一項	
公職の候補者の氏名	公職の候補者でない者	(略)	一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	当該選挙人の公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。) 一人の氏名、	当該選挙人が指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。) 一人の氏名、	当該選挙の公職の候補者の氏名
の議員の氏名	普通地方公共団体の議会	(略)	普通地方公共団体の議会	に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名	普通地方公共団体の議会	の議員の氏名

第二百三十 七条の二第一		第一項第八 第六十八条 号	第一項第八 第六十八条 号	第一項第八 第六十八条 号
公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載）	指示する	（略） 七条の二第一 第二百三十 七条の二第一 第一項 第一項第八 第六十八条 号	（略） 七条の二第一 第二百三十 七条の二第一 第一項 第一項第八 第六十八条 号	（略） 七条の二第一 第二百三十 七条の二第一 第一項 第一項第八 第六十八条 号
賛否	指示に従い	（略） 七条の二第一 第二百三十 七条の二第一 第一項 第一項第八 第六十八条 号	（略） 七条の二第一 第二百三十 七条の二第一 第一項 第一項第八 第六十八条 号	（略） 七条の二第一 第二百三十 七条の二第一 第一項 第一項第八 第六十八条 号

第二百三十 七条の二第一		第一項第八 第六十八条 号	第一項第八 第六十八条 号	第一項第八 第六十八条 号
選挙人の指示する公職の 候補者（公職の候補者た る参議院名簿登載者を含 む。）の氏名若しくは衆 議院名簿届出政党等若し くは参議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称又 は公職の候補者に対して ○の記号	号 の候補者に対して○の記 号	（略） 七条の二第一 第二百三十 七条の二第一 第一項 第一項第八 第六十八条 号	（略） 七条の二第一 第二百三十 七条の二第一 第一項 第一項第八 第六十八条 号	（略） 七条の二第一 第二百三十 七条の二第一 第一項 第一項第八 第六十八条 号
選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の	議会の議員の氏名	（略） 七条の二第一 第二百三十 七条の二第一 第一項 第一項第八 第六十八条 号	（略） 七条の二第一 第二百三十 七条の二第一 第一項 第一項第八 第六十八条 号	（略） 七条の二第一 第二百三十 七条の二第一 第一項 第一項第八 第六十八条 号

第二百五十 五条第三項			第二百五十 五条第一項		二項
公職の候補者一人の氏名 、一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称 又は一の参議院名簿届出	公職の候補者の氏名、衆 議院名簿届出政党等の名 称若しくは略称又は参議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆 議院名簿届出政党等の名 称若しくは略称又は参議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。以下この条及 び次条において同じ。） 一人の氏名、一の衆議院 名簿届出政党等の名称若 しくは略称又は一の参議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。以下この条及 び次条において同じ。） 一人の氏名、一の衆議院 名簿届出政党等の名称若 しくは略称又は一の参議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	者を含む。）の氏名又は衆 議院名簿届出政党等若 しくは参議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称
賛否		賛否	賛否	（略）	（略）

第二百五十 五条第三項			第二百五十 五条第一項		二項
选举人が指示する公職の 候補者一人の氏名、一の 衆議院名簿届出政党等の 名称若しくは略称又は一 の参議院名簿届出	选举人の氏名、衆 議院名簿届出政党等の名 称若しくは略称又は参議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	选举人の氏名、衆 議院名簿届出政党等の名 称若しくは略称又は参議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	选举人が指示する公職の 候補者（公職の候補者た る参議院名簿登載者を含 む。以下この条及び次条 において同じ。）一人の 氏名、一の衆議院名簿届 出政党等の名称若しくは 略称又は一の参議院名簿 届出政党等の名称若しく くは略称	选举人が指示する公職の 候補者（公職の候補者た る参議院名簿登載者を含 む。以下この条及び次条 において同じ。）一人の 氏名、一の衆議院名簿届 出政党等の名称若しくは 略称又は一の参議院名簿 届出政党等の名称若しく くは略称	参議院名簿登載者を含 む。）の氏名又は衆議院 名簿届出政党等若しくは 参議院名簿届出政党等の 名称若しくは略称
議会の議員の氏名 議会の議員の氏名 議会の議員の氏名	選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の 議会の議員の氏名	選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の 議会の議員の氏名	選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の 議会の議員の氏名	（略）	（略）

第四項 第三項及び	第九十二条 第三項及び	(略) (削除)	(略) (削除)	称 政党等の名称若しくは略 公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名 稱若しくは略称又は參議院名簿届出政党等の名称 若しくは略称 賛否
(略)		(略) (削除)	(略) (削除)	(略) (削除)
(略)		(略) (削除)	(略) (削除)	(略) (削除)

第九十四条

第一項

第一項 第九十六条	(略)			
五十分の一	(略)			五十分の一 (略)
三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）	(略)		三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）

第九十四条

第一項

第一項 第九十六条	(略)			
五十分の一	(略)			五十分の一 (略)
三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）	(略)		三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）

その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十分に六分の一を乗じて得た数と合算して得た数)	第一項 第九十七条	(略)	(略)	(略)

その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と合算して得た数)	第一項 第九十七条	(略)	(略)	(略)

(略) (略) (略)

第一百十六条の二 第百条の二、 第百三条から第一百五条まで、 第百七条、 第百八条第二項、 第百九条、 第百九条の二、 第百九条の三、 第百十一条及び第一百十二条の規定は、 普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、 第百条の二第一項中「前条」とあり、 及び第一百四条第一項中「第一百条」とあるのは、「第一百十六条」と読み替えるものとする。

(略) (略) (略)

第百十六条の二 第百条の二、第三百三十二条から第百五条まで、第百七条、第一百八条第二項、第百九条（公職選挙法第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書に関する部分を除く。）、第百九条の二、第百九条の三、第百十一条及び第百十二条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、第百条の二第一項中「前条」とあり、及び第百四条第一項中「第百条」とあるのは、「第百十六条」と読み替えるものとする。

第一百七条 公職選挙法施行令第二十二条の一、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の六から五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）

弟百十七条 公職選挙法施行令第一十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第五十条第七項、第五十三条第一項（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、

第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十六条の三、第七十七条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選舉に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）及び第三項、第一百三十二条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選舉に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）及び第三項、第一百三十二条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

げる字句に読み替えるものとする。

ものとする。

第一百八十八条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条	第一項	（略）
当該選挙の公職の候補者 一人の氏名	条例で 一人の氏名	当該選挙の公職の候補者 一人の氏名
投票用紙に氏名が印刷さ れた公職の候補者のうち その投票しようとするも の一人に対して、投票用 紙の記号を記載する欄	投票用紙に氏名が印刷さ れた公職の候補者のうち その投票しようとするも の一人に対して、投票用 紙の記号を記載する欄	投票用紙に氏名が印刷さ れた公職の候補者のうち その投票しようとするも の一人に対して、投票用 紙の記号を記載する欄
普通地方公共団体の長の 解職に賛成するときは投 票用紙の賛成の記載欄に ○の記号を、これに反対 するときは反対の記載欄	普通地方公共団体の長の 解職に賛成するときは投 票用紙の賛成の記載欄に ○の記号を、これに反対 するときは反対の記載欄	普通地方公共団体の長の 解職に賛成するときは投 票用紙の賛成の記載欄に ○の記号を、これに反対 するときは反対の記載欄
第四十六条 第二項 の二	第四十六条 第二項 の二	第四十六条 第二項 の二
公職の候補者一人に対し 者を含む。）一人の氏名	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 の氏名）	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 の氏名）
の指示に従い賛成の記載 が指示する賛否	が指示する賛否	が指示する賛否

第一百八十八条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(新設)		(新設)	第一項	第四十六條 (略)
	(新設)		(新設)	一人の氏名	当該選挙の公職の候補者 (略)
	(新設)		(新設)	氏名	普通地方公共団体の長の (略)

第六十八条第一項第一号	同法第八十五条第一項において準用する第六十八	条第一項第一号	欄又は反対の記載欄に	て							
「公職の候補者の氏名」	「賛否をともに」	「賛否をともに」	記載欄のいづれにも○の記号を	記載欄のいづれ及び反対の記載欄のいづれにも○の記号を	公職の候補者に対して○の記号	公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものは、この限りでない。	公職の候補者の氏名を記入したものは、この限りでない。	公職の候補者の氏名を自書しないもの	公職の候補者のいざれに對して○の記号	公職の候補者の何人	当該選挙の公職の候補者の氏名

第二項	第四十八条	第一項	第四十八条	第一項	第四十八条	第二項	第四十八条	第一項	第四十八条	第二項	第四十八条
者を含む。) 一人の氏名	補者たる参議院名簿登載者	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者)	当該選挙の公職の候補者の氏名	当該選挙人が指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者)	当該選挙の公職の候補者の氏名	普通地方公共団体の長の氏名	普通地方公共団体の長の氏名	普通地方公共団体の長の氏名	普通地方公共団体の長の氏名	普通地方公共団体の長の氏名	普通地方公共団体の長の氏名

					指示する
五百二十一項	（略）	七条の二二第 二項	第二百三十 七条の二二第 二項		
公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。以下この条及 び次条において同じ。） 一人の氏名、一の衆議院 名簿届出政党等の名称若 しくは略称又は一の参議	（略）	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。）の氏名又は 衆議院名簿届出政党等若 しくは参議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。）の氏名又は衆 議院名簿届出政党等若 しくは参議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称又 は公職の候補者に対して ○の記号	（賛否）	指示に従い

					選挙人の指示する公職の 候補者（公職の候補者た る参議院名簿登載者を含 む。）の氏名若しくは衆 議院名簿届出政党等若し くは参議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称又 は公職の候補者に対して ○の記号	号
五百二十一項	（略）	七条の二二第 二項	第二百三十 七条の二二第 二項	選挙人の指示する公職の 候補者（公職の候補者た る参議院名簿登載者を含 む。）の氏名又は衆議院 名簿届出政党等若しくは 参議院名簿届出政党等の 名称若しくは略称	選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の 長の氏名	
五百二十一項	（略）	七条の二二第 二項	第二百三十 七条の二二第 二項	選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の 長の氏名	選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の 長の氏名	

院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	第二百五十 五条第三項	
(削除)	(削除)	公職の候補者一人の氏名 、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称 又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
(削除)	(削除)	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	賛否
(削除)	(削除)		

略称又は一の参議院名簿 届出政党等の名称若しく は略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	第二百五十 五条第三項	
選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の 長の氏名	選挙人が指示する公職の 候補者一人の氏名、一の 衆議院名簿届出政党等の 名称若しくは略称又は一 の参議院名簿届出政党等 の名称若しくは略称	選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の 長の氏名	
選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の 長の氏名	公職の候補者の氏名、衆 議院名簿届出政党等の 名称若しくは略称又は参 議院名簿届出政党等の 名称若しくは略称	選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の 長の氏名	
選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の 長の氏名	普通地方公共団体の長の 氏名	選挙人の賛否の指示に従 つて普通地方公共団体の 長の氏名	
当該普通地方公共団体 解職の投票	普通地方公共団体の長の 氏名	当該普通地方公共団体 解職の投票	
国庫 員の選挙 衆議院議員又は参議院議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆 議院名簿届出政党等の 名称若しくは略称又は参 議院名簿届出政党等の 名称若しくは略称	国庫 員の選挙 衆議院議員又は参議院議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	
当該普通地方公共団体 解職の投票	普通地方公共団体の長の 氏名	当該普通地方公共団体 解職の投票	
第三条 第二百六十		第三条 第二百六十	
第一百二十二条 第九十二条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十九条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事		第一百二十二条 第九十二条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十九条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事	

若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		第一項	第九十四条	第三項及び 第四項	第九十二条	(略)	(略)
(略)		五十分の一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合は、その四十万を超えてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）	五十分の一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		第一項	第九十四条	第三項及び 第四項	第九十二条	(略)	(略)
(略)	五十分の一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十万を超える場合は、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）	五十分の一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第一項 第九十七条	(略)			第一項 第九十六條
五十分の一	(略)			五十分の一 (略)
三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	(略)		三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

第一項 第九十七条	(略)			第一項 第九十六條
五十分の一	(略)			五十分の一 (略)
三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	(略)		三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

(略)	(略)	(略)
		その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

第十一章 補則

第一百八十四条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四项（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十七条第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）

(略)	(略)	(略)

第十一章 補則

第一百八十四条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十七条第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）

五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選

出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条、第八十一条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十八条、第七十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条の規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条、第八十一条、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条の規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票について準用する。

この場合において、同令第二十二条の二中「その抄本を用いて選挙された衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果が確定するまでの間」、同令第四十一条第四項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号」とあるのは「賛否」、同令第四十五条中「当該選挙に係る衆議院議員、参議

院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果が確定するまでの間」、同令第五十六条第一項及び第二項並びに第五十九条の五中「当該選挙の公職の候補者一人の氏名」とあるのは「賛否」、同令第七十二条中「同一の公職の候補者の氏名」とあるのは「賛否」、同令第五十六条第五項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿届出政党等の得票数（参議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政党等の得票数（参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者）と同一の衆議院名簿届出政党等の得票数（衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。））とあり、及び同令第七十三条中「各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。））とあるのは「賛否の投票数」、同令第七十七条第一項中「当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果が確定するまでの間」、同令第八十四条中「各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。）」とあるのは「賛否の投票総数」、同令第八十六条第一項中「当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の

第七十三条				
職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、同一の衆議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政党等の得票数（参議院名簿届出政党等の得票数につては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものとし、各公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等の得票数につては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得	各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等の得票数につては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得	（公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものとし、各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等の得票数につては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得	（公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものとし、各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等の得票数につては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得	（公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものとし、各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等の得票数につては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得

議員若しくは長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果が確定するまでの間」と読み替えるものとする。

第一項 第八十六條	第一項 第七十七條	第八十四条	票数を含むものをいう。
当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むもの）をいう。）	賛否の投票結果が確定するまでの間
当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	賛否の投票結果が確定するまでの間	賛否の投票結果が確定するまでの間

第一百八十五条 公職選挙法第二百六十三条第一号から第四号まで及び第五号の規定は、地方自治法第二百六十二条第一項において準用する。

第一百八十六条 地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十二条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選舉に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百八十六条	地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十二条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選舉に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第四十六条	当該選挙の公職の候補者
第一項	一人の氏名
第四十六条	条例で
第一項	選挙管理委員会が
の二第一項	一の普通地方公共団体のみに適用される特別法に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するとときは反対の記載欄
第四十六条	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に對して、投票用紙の記号を記載する欄
の二第二項	地方自治法第二百六十二条第一項において準用する第四十八条第一項
当該選挙の公職の候補者の氏名	賛否
公職の候補者（公職の候補者が指示する賛否）	賛否
補者たる参議院名簿登載	

第一百八十六条 地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十二条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選舉に関する規定を準用する場合においては、同法第四十六条第一項中「当該選挙の公職の候補者一人の氏名」とあり、同法第四十八条第一項中「当該選挙の公職の候補者の氏名」とあり、同条第二項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」とあり、及び同法第五十二条中「被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称」とあるのは「賛否」、同法第六十二条第八項中「第二項」とあるのは「地方自治法施行令第二百八十二条第一項又は第三項」、同法第六十八条第一項第六号及び第七号中「公職の候補者の氏名」とあり、並びに同項第八号中「公職の候補者の何人を記載したか」とあるのは「賛否」、同法第七十一条中「当該選挙にかかる議員又は長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果が確定するまでの間」、同法第七十六条中「第六十二条」とあるのは「第六十二条第八項」、同法第八十条第一項中「各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。）」とあり、同条第

二項中「各公職の候補者の得票総数」とあり、及び同条第三項中「各公職の候補者、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数」とあるのは「賛否の投票総数」、同法第八十三条第二項中「当該選挙にかかる議員又は長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果が確定するまでの間」、同法第一百三十五条中「第八十八条に掲げる者」とあるのは「投票管理者、開票管理者及び選挙長」、同法第一百三十八条第二項中「特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称」とあり、「及び同法第一百三十八条の三中「公職に就くべき者」とあるのは「一の普通地方公共団体のみに適用される特別法についての賛否」、同法第二百六条第一項中「当選」とあるのは「賛否の投票の結果」、「第一百一条の三第二項又は第一百六条第二項の規定による告示の日」とあるのは「地方自治法施行令第一百八十三条第一項の公表の日」、同法第二百七条第二項中「地方公共団体の議会の議員及び長の当選」とあり、及び同法第二百九条第一項中「当選」とあるのは「賛否の投票の結果」、同法第二百十九条第一項中「おける当選」とあるのは「おける賛否の投票の結果」、同法第二百二十六条第二項、第二百二十七条及び第二百二十八条第一項中「被選挙人の氏名」とあり、同法第二百三十七条の二第一項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号」とあり、同条第二項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」とあり、同法第二百五十五条第一項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」とある参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。）

第二項											
第七十六条	第七十一条	号 第一項第八	第六十八条	号 第一項第六	第六十八条	号 第一項第四	第六十二条	第五十二条	補者たる参議院名簿登載者を含む。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の衆議院名簿届出政	党等の名称若しくは略称又は一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の衆議院名簿届出政	党等の名称若しくは略称又は一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の衆議院名簿届出政
第六十二条	は長の任期間 当該選挙にかかる議員又	載したか 公職の候補者の何人を記		公職の候補者の氏名	二人以上の公職の候補者の氏名を	若しくは略称	被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称	被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称	称	称	者を含む。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の衆議院名簿届出政
第六十二条第八項	するまでの間 賛否の投票の結果が確定	賛否		賛否	賛否をともに	十二条第一項又は第三項	地方自治法施行令第百八十二条第一項又は第三項	賛否	賛否	賛否	一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の衆議院名簿届出政

議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」及び「公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」とあり、並びに同条第三項中「公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政」等の名称若しくは略称」とあるのは、「公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」とあるのは「賛否」と読み替えるものとする。

第八十三条	第二項	第八十三条	三項	第八十条第	二項	第八十条第	一項	第八十条第
当該選挙にかかる議員又は 長の任期間	当該選挙に係る議員又は 各公職の候補者、各衆議 院名簿届出政党等又は各 参議院名簿届出政党等の 得票総数	各公職の候補者の得票總 数	各公職の候補者、各衆議 院名簿届出政党等又は各 参議院名簿届出政党等の 得票総数	得票總数	得票總数	得票總数を含むものをい う。第三項において同じ 。)	得票總数を含むものをい う。第三項において同じ 。)	各公職の候補者（公職の 候補者たる参議院名簿登 載者を含む。第三項にお いて同じ。）、各衆議院 名簿届出政党等又は各参 議院名簿届出政党等の得 票總数（各参議院名簿届 出政党等の得票總数にあ つては、当該参議院名簿届 出政党等に係る各参議院 名簿登載者（当該選挙の 期日において公職の候 補者たる者に限る。）の 得票總数を含むものをい う。第三項において同じ 。）
賛否の投票の結果が確定 するまでの間	賛否の投票の結果が確定	賛否の投票總数	賛否の投票總数	賛否の投票總数	賛否の投票總数			賛否の投票總数

第三項	は長の任期間	第八十八条に掲げる者	特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称	公職に就くべき者	公職に就くべき者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称	第八十八条に掲げる者	投票管理者、開票管理者及び選挙長
第一百三十九条	第一百三十九条	第一百三十九条	第一百三十九条	第一百三十九条	第一百三十九条	第一百三十九条	第一百三十九条
第二百二十一条	第二百二十二条	第二百二十三条	第二百二十四条	第二百二十五条	第二百二十六条	第二百二十七条	第二百二十八条

八条第一項	七条の二第一項	七条の二第二項	七百三十第一項	五百五十第一項
公職の候補者（公職の候補者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党略称又は公職の候補者に對して指示する	等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは公職の候補者に對して指示する	公職の候補者（公職の候補者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	公職の候補者（公職の候補者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	若しくは略称
賛否又は 賛否に従い	賛否	賛否	賛否	賛否

第一百八十七条 地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十一条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に

②

(略)

100

第一百八十七条 地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十一条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に

四項、第三十八条第三項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に

五百一十六条、第二百一十七条、第二百一十九条第一項（行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に關する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一條第三項、第二百二十二条から第二百二十三条の二まで、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十六条の三、第二百三十五条の四第二号及び第二项、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二项、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二项、第二百三十九条の二第一項、第二百三十九条第一項第九号まで及び第二项、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項まで、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項から第三項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（公職選挙法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十二条から第二百七十二条までの規定は、地方自治法第二百六十二条第三項の賛否の投票については、準用しな

第二百二十二条第三項、第二百二十二条から第二百二十三条の二まで、
第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第一百三十五条、第二百三
十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の
四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第
二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号
及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条、第一百四十一
条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号ま
で及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七
号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、
第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第一百五十一条から
第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二
まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二
百六十二条まで、第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八
項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の二、第四号の三及
び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四条第一項から第三項まで
、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二
百七十七条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）
、同条第二項（第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する
部分を除く。）、第二百七十二条の二（第四十九条第七項及び第八項の規
定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十二条の二（第二百
七十二条までの規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票
については、準用しない。）

第三章 地方公共団体の組合

第三章 地方公共団体の組合

第一節 一部事務組合

第一節 一部事務組合

(代表理事等)

第二百十一条 地方自治法第二百八十七条の三第二項に規定する理事会（第三項及び第四項において「理事会」という。）に、代表理事一人を置く。

2～4 (略)

(通知すべき議決事件)

第二百十一条の二 地方自治法第二百八十七条の四に規定する一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものは、次に掲げる事件とする。

一～四 (略)

(特例一部事務組合に関する読み替え)

第二百十一条の三 地方自治法第二百九十二条の規定によりこの政令中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合（同法第二百八十七条の二第二項に規定する特例一部事務組合をいう。）に準用する場合においては、第二百二十一条の四第二項中「地方自治法第九十八条第一項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第七項において読み替えて準用する同法第九十八条第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第二百二十一条の五第二項中「地方自治法

(代表理事等)

第二百十一条 地方自治法第二百八十七条の二第二項に規定する理事会（第三項及び第四項において「理事会」という。）に、代表理事一人を置く。

2～4 (略)

(通知すべき議決事件)

第二百十一条の二 地方自治法第二百八十七条の三に規定する一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものは、次に掲げる事件とする。

一～四 (略)

(特例一部事務組合に関する読み替え)

第二百十一条の三 地方自治法第二百九十二条の規定によりこの政令中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合（同法第二百八十七条の二第二項に規定する特例一部事務組合をいう。）に準用する場合においては、第二百二十一条の四第二項中「地方自治法第九十八条第一項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第七項において読み替えて準用する同法第九十八条第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第二百二十一条の五第二項中「地方自治法

第一百条第一項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第七項において読み替えて準用する同法第百条第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第百七十四条の四十九の三十八第二項中「地方自治法第二百五十二条の四十第二項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第八項において読み替えて準用する同法第二百五十二条の四十第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と読み替えるものとする。

第二節 広域連合

(略)	(略)	(略)	(略)
第九十二条 第三項	都道府県及び地方自治法 第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「 指定都市」という。）に あつては二箇月以内、指 定都市以外の市町村にあ つては一箇月以内	二箇月以内	(略)
(略)			

第二百十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十五条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二節 広域連合

(略)	(略)	(略)	(略)
第九十二条 第四項	都道府県にあつては二箇 月以内、市町村にあつて は一箇月以内	二箇月以内	(略)
(略)			

第二百十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十五条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第一項 第九十四条	の二第一項 第九十三条	第九十三条	第四項	第九十二条	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村にあつては三十日以内
(略)	都道府県又は指定都市に あつては市町村ごとに、 指定都市に関する請求に あつては区ごとに	都道府県に あつては市町村ごとに、 指定都市に関する請求に あつては区ごとに	都道府県に あつては市町村ごとに、 指定都市に関する請求に あつては区ごとに	(略)	(略)	都道府県にあつては六十二日以内、 市町村にあつては三十日以内
(略)	十日以内	広域連合	市町村ごとに	(略)	(略)	六十二日以内

(略)	第一項 第九十四条	の二第一項 第九十三条	第九十三条	第五項	第九十二条	都道府県にあつては六十 二日以内、市町村にあつ ては三十一日以内
(略)	都道府県に あつては十日以内、 市町村に あつては五日以内	都道府県又は指定都市 にあつては十日、 指定都市に あつては五日を経過す る日	都道府県に あつては十日、 都道府県に あつては五日を経過す る日	都道府県に あつては十日、 指定都市に あつては五日を経過す る日	(略)	都道府県に あつては市町村ごとに、 指定都市に関する請求に あつては区ごとに
(略)	十日以内	広域連合	市町村ごとに	(略)	(略)	六十二日以内

第九十六条

第一項

(略)

、都道府県又は指定都市
に関する請求にあつては
十日以内、指定都市以外
の市町村に関する請求に
あつては五日以内

十日以内

(略)

(略)							
(略)							
(略)							

第二百十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二

項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十五条の六第一項
において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の
監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
に読み替えるものとする。

第九十六条

第一項

(略)

、都道府県に関する請求
にあつては十日以内、市
町村に関する請求にあつ
ては五日以内

十日以内

(略)

(略)							
(略)							
(略)							

第二百十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二

項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十五条の六第一項
において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の
監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
に読み替えるものとする。

第三項	第九十二条	(略)
	普通地方公共団体の長	(略)
関	広域連合の監査を行う機	(略)

第九十三条	第四項 第九十二条	(略)	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内	一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に定都市以外の市町村にあつては二箇月以内	都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	第九十二条 第三項
都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	(略)	六十二日以内	(略)	六十二日以内	都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に定都市以外の市町村にあつては二箇月以内

第九十三条	第五項 第九十二条	(略)	都道府県にあつては六十日以内、市町村にあつては三十一日以内	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第七十四条第七項	都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内
都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	(略)	六十二日以内	地方自治法第二百九十五条の六第一項において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十五条の六第一項において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第七項	都道府県にあつては二箇月以内

第二項 第九十七条	(略)	第一項 第九十六条	(略)	第一項 第九十四条	(略)	第九十三条规定の二第一項
都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては五 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては三日以内	(略)	、都道府県又は指定都市 に関する請求にあつては 十日以内、指定都市以外 の市町村に関する請求に あつては五日以内	(略)	都道府県又は指定都市に に関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては五日以内	(略)	都道府県又は指定都市
五日以内	(略)	十日以内	(略)	十日以内	(略)	広域連合

第二項 第九十七条	(略)	第一項 第九十六条	(略)	第一項 第九十四条	(略)	第九十三条规定の二第一項
都道府県に関する請求に あつては五日以内、市町 村に関する請求にあつて は三日以内	(略)	、都道府県に関する請求 にあつては十日以内、市 町村に関する請求にあつ ては五日以内	(略)	都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町 村に関する請求にあつて は五日以内	(略)	、それぞれ、都道府県に あつては十日、指定都市 にあつては五日を経過す る日
五日以内	(略)	十日以内	(略)	十日以内	(略)	都道府県又は指定都市 にあつては五日を経過す る日

(略)

(略)

(略)

(広域連合の議会の解散の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十三条 地方自治法第二百九十二条の六第一項の規定により、広域連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

普通地方公共団体の選挙	広域連合の選挙管理委員	（略）						

(略)

(略)

(略)

(広域連合の議会の解散の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十三条 地方自治法第二百九十二条の六第一項の規定により、広域連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合においては、同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第七十六条第一項中「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同条第四項において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第七十六条第三項中「選挙人」とあるのは「広域連合の選挙人」と、同法第七十七条中「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「広域連合の議会の議長」とあるのは「広域連合の議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合にあっては当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議長」と、「都道府県知事」とあり、及び「市町村長」とあるのは「広域連合の長」と読み替えるものとする。

普通地方公共団体の選挙	広域連合の選挙管理委員	（略）						

第七十六条	第四項において準用する第七十四条の二第七項及び第十項	第七十五条	第三項	第七十六条	第一項	第七十七条	都道府県の選挙管理委員会
都道府県知事	広域連合の選挙管理委員会	広域連合の選挙管理委員	広域連合の選挙管理委員	普通地方公共団体の選挙管理委員会	選挙人	普通地方公共団体の議会の議長	都道府県の選挙管理委員会
都道府県知事	広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広	広域連合の議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の議員を選挙する広域連合にあつては当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議長	広域連合の選挙管理委員会	普通地方公共団体の選挙管理委員会	選挙人	普通地方公共団体の議会の議長	都道府県の選挙管理委員会

第二百十三条の二 第九十五条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十五条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項 第九十二条	都道府県及び地方自治法 第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	（略）
第六十二条以内	（略）	（略）

2・3 (略)

第三項 第九十二条	都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内	（略）
六十二日以内	（略）	（略）

2・3 (略)

第三項 第九十二条	普通地方公共団体の長	（略）
六十二日以内	（略）	（略）

2・3 (略)

第三項 第九十二条	広域連合の選挙管理委員会	（略）
六十二日以内	（略）	（略）

2・3 (略)

第二百十三条の二 第九十五条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十五条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項 第九十二条	都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内	（略）
六十二日以内	（略）	（略）

2・3 (略)

第四項 第九十二条	普通地方公共団体の長	（略）
六十二日以内	（略）	（略）

2・3 (略)

第四項 第九十二条	広域連合の選挙管理委員会	（略）
六十二日以内	（略）	（略）

2・3 (略)

第九十二条	第四項	第九十三条	第九項
（略）		都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	（略）
市町村ごとに		都道府県又は指定都市	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

第五項	第九十二条	第九十三条	第九十四条	第一項
(略)	(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に関する請求にあつては区ごとに、	都道府県又は指定都市があつては十日、指定都市にあつては五日を経過する日、それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過する日	（略）
(略)	(略)	市町村ごとに、	広域連合	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

第一項 第九十六条

都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と三	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第一項 第九十六条

都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と三	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第一項 第九十七条	(略)	(略)	
五十分の一 (略)	(略)	(略)	その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

第一項 第九十七条	(略)	(略)	
五十分の一 (略)	(略)	(略)	三分の一 (その総数が四十万を超える場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

(略)	第九十七条 第二項	(略)
(略)	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては五 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては三日以内	(略)
(略)		して得た数)

		第九十七条 第二項	
(略)	(略)	都道府県に関する請求に あつては五日以内、市町 村に関する請求にあつて は三日以内	(略)
(略)	(略)	五日以内	(略)

第二百三十三条の五 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六から第十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の

第二百三十三条の五 公職選挙法施行令第二十二条の一、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四章の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する

規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第三項（第七十五条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二（第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項、第一百三十二条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十二条の二（第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令

る部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の二、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、十二条まで、第八十七条第一項、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四項 第四十一条	公職の候補者（公職の候補者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に對して	賛否又は
(略)	(略)	(略)

2 前項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法施行令の規定を準用する場合においては、同令の規定中都道府県の議会の議員及び長の選挙に関する部分は広域連合の議会の解散の投票に関する規定、都道府県の選挙管理委員会に関する部分（同令第五十五条第二項及び第四項第二号を除く。）は広域連合の選挙管理委員会に関する規定とみなす。

第二百十三条の六 地方自治法第二百九十五条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四項 第四十一条	公職の候補者（公職の候補者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に對して○の記号	賛否
(略)	(略)	(略)

2 前項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法施行令の規定を準用する場合においては、同令の規定中都道府県の議会の議員及び長の選挙に関する部分は広域連合の議会の解散の投票に関する規定、都道府県の選挙管理委員会に関する部分（第五十五条第二項及び第四項第二号を除く。）は広域連合の選挙管理委員会に関する規定とみなす。

第二百十三条の六 地方自治法第二百九十五条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

一項	七条の二第	第二百三十	(略)	号	第一項第四	第六十八条	第九項	第六十二条	(略)									
出政党等の名称若しくは 等若しくは参議院名簿届出政党 くは衆議院名簿届出政党	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。）の氏名若し くは衆議院名簿届出政党	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。）の氏名若し くは衆議院名簿届出政党	(略)		二人以上の公職の候補者 の氏名を				(略)	公職の候補者のいずれに 対して○の記号	公職の候補者の何人	公職の候補者の氏名を自 書しないもの	公職の候補者の氏名を記入 したものは、この限りで ない。	か、他事を記載したもの °ただし、職業、身分、 住所又は敬称の類を記入 したもの	公職の候補者の氏名のほ か、他事を記載したもの °ただし、職業、身分、 住所又は敬称の類を記入 したもの			
出政党等の名称若しくは 等若しくは参議院名簿届出政党 くは衆議院名簿届出政党	賛否又は 賛否をともに	(略)							(略)	○の記号を記載したか	記載欄のいずれに対し て○の記号を記載したか	賛成の記載欄又は反対の 記載欄のいずれに対し て○の記号を記載したか	賛否	賛否を自書しないもの	賛否のほか、他事を記載 したもの			

一項	七条の二第	第二百三十	(略)		(新設)	第九項	第六十二条	(略)									
出政党等の名称若しくは 等若しくは参議院名簿届出政党 くは衆議院名簿届出政党	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。）の氏名若し くは衆議院名簿届出政党	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。）の氏名若し くは衆議院名簿届出政党	(略)		(新設)			(略)									
出政党等の名称若しくは 等若しくは参議院名簿届出政党 くは衆議院名簿届出政党	賛否	(略)			(新設)			(略)									

			略称又は公職の候補者に 対して
	指示する		
(略)			
(削除)		指示に従い	

2
(略)

第二百十三条の七 地方自治法第二百九十二条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第一百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十七条及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第五项まで及び第八項ただし書、第六十八条第六项から第九十九条の二まで、第三項から第五项まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号から第五号まで及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十一条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四项まで及び第六项一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項

			略称又は公職の候補者に 対して○の記号
(略)			
第二百六十 三条	衆議院議員又は参議院議 員の選挙	広域連合の議会の解散の 投票	(略)
国庫		当該広域連合	

2
(略)

第二百十三条の七 地方自治法第二百九十二条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（第四十六条第二項及び第三項に限る。）、第四十八条の二第二項（第四十六条第二項及び第三項に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第五项まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号から第五号まで及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十一条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四项まで及び第六项一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三项

、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条
、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第一百条第一項
から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一条から第一百六条まで
、第一百八条、第十一章、第十二章、第一百二十九条、第一百三十条第一項第
一号から第三号まで、第一百三十一条第一項第一号から第三号まで及び第
五号並びに第三項、第一百三十六条の二第二項、第一百三十九条ただし書、
第一百四十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上にお
いてする連呼行為に関する部分に限る。）、第一百十一条から第一百四
七条の二まで、第一百四十八条第二項及び第三項、第一百四十八条の二から
第一百五十一条の二まで、第一百五十一条の五、第一百五十二条、第一百六十一
条から第一百六十四条の五まで、第一百六十四条の七、第一百六十五条の二、
第一百六十七条から第一百七十二条の二まで、第一百七十五条から第一百七十七
条まで、第一百七十八条の二、第一百七十八条の三、第一百七十九条第一項及
び第三項、第一百七十九条の二から第一百九十七条まで、第一百九十七条の二
第二項から第五項まで、第一百九十九条の五、第十四章の一、第十四章の二
三、第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで
、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二
から第二百十一条まで、第二百十三条（訴訟に関する部分を除く。）、
第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法第
二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及
び第二项、第二百二十条第二项、第二百二十二条第三项第三号及び第四
号、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、
第二百二十五条の二第二号及び第三号、第一百三十五条の三、第二百三
十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第一百三十六条第一項及び第
二项、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第一百三十九条第二

項、第二百三十九条の二第一項、第一百四十条第二項、第二百四十二条
第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二
百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに
第二項、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百四十九条の二第三項
及び第六項、第一百四十九条の五、第一百五十一条から第二百五十二条
の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条
の二、第一百五十五条第四項及び第五項、第一百五十五条の二から第二
百六十二条まで、第二百六十三条、第一百六十四条第一項第一号（公職
選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げ
る費用に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第二百六十一
六条から第二百六十八条まで、第一百六十九条の二、第一百七十条第一
項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項
（同法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除
く。）、第二百七十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定に
よる投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十二条から第二百七
二条までの規定並びに都道府県の加入しない広域連合にあつては同法第
四十四条第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票については、準
用しない。

ら第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の一、第四号の三及び第五号の二から第二百六十四条、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十二条から第二百七十二条までの規定並びに都道府県の加入しない広域連合にあつては同法第四十四条第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票については、準用しない。

(広域連合の議会の議員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)
第二百四十四条 地方自治法第二百九十五条の六第一項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の

(広域連合の議会の議員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

					第八十条第四項前段において準用する第七十一条第五項	五十分の一	規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第一項	第八十二条	(略)			三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合は、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を乗じて得た数と四十分に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、その総数が八十万を超える場合には、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三十分に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三十分の一分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
都道府県知事	(略)	(略)	(略)				

					第八十条第四項前段において準用する第七十一条第五項	五十分の一	規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第一項	第八十二条	(略)			三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三十分の一分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三十分の一分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
都道府県知事	(略)	(略)	(略)				
広域連合の長	広域連合の長（第二百九十五条の十三において準用する第二百八十七条の第三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広	(略)	(略)	(略)			

第二百四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十五条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

域連合にあつては、理事會。以下同じ。)

第二百四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十五条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

域連合にあつては、理事會。以下同じ。)

第五項	第九十二条	第九十三条	第九十四条	第一項
(略)	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に関する請求にあつては区ごとに、	都道府県又は指定都市にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過する日	(略)	五十分の一 （略）
(略)	市町村ごとに、	十日を経過する日	(略)	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

第一項 第九十六条

都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十日以内	十日以内						
五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と三	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第一項 第九十六条

都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十日以内	十日以内						
五十分の一	三分の一（その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と三	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第一項 第九十七条	(略)	(略)	
五十分の一	(略)	(略)	<p>その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数</p>

第一項 第九十七条	(略)	(略)	
五十分の一	(略)	(略)	

三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

第九十七条 第二項	(略)	(略)	(略)	して得た数)
都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては五 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては三日以内	五日以内			

(広域連合の議会の議員の解職の投票への公職選挙法等の規定の準用等)

第二百十四条の三 第百条の二、第百四条、第百五条、第百七条、第百九
条の二、第百九条の三、第百十一条、第百十二条、第二百十三条の三、
第二百十三条の五第二項、第二百十三条の六第二項及び第二百十三条的
七（公職選挙法第十二条第一項及び第四項並びに第二百三十一条第一項第
五号に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の議会の議員の解職の
投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み
替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二百十四条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項
及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四
条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三
十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条

第九十七条 第二項	(略)	(略)	(略)	して得た数)
都道府県に関する請求に あつては五日以内、市町 村に関する請求にあつて は三日以内	五日以内			

(広域連合の議会の議員の解職の投票への公職選挙法等の規定の準用等)

第二百十四条の三 第百条の二、第百四条、第百五条、第百七条、第百九
条の二、第百九条の三、第百十一条、第百十二条、第二百十三条の三、
第二百十三条の五第二項、第二百十三条の六第二項及び第二百十三条的
七（公職選挙法第十二条第一項及び第四項、第六十八条第一項第二号及
び第六号ただし書並びに第二百三十一条第一項第五号に関する部分を除く
。）の規定は、広域連合の議会の議員の解職の投票について準用する。
この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二百十四条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項
及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四
条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三
十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条

、第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六から第十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二项、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二项、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで

(第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の二第二項（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、

の二第一項 第四十六条 の二第二項														

(新設)														
(新設)														
(新設)														

第一項第六 第六十八条	号 第一項第四 第六十八条	(略)		第二項 第四十八条	第一項 第四十八条	第四十八条	第一項 第四十八条	公職の候補者の氏名を自書しないもの	公職の候補者の氏名を記入したものは、この限りでない。
公職の候補者の氏名	の氏名を 二人以上の公職の候補者	(略)		公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	当該選挙の公職の候補者の氏名	当該選挙の公職の候補者の氏名	公職の候補者のいづれに對して○の記号	公職の候補者のいづれに對して○の記号
賛否	賛否とともに	(略)		賛否	賛否	○の記号を記載したか	記載欄のいづれに対しても○の記号を記載したか	賛否	賛否を自書しないもの

第一項第六 第六十八条	号 第一項第二 第六十八条	(略)		第二項 第四十八条	第一項 第四十八条	第四十八条	第一項 第四十八条	当該選挙の公職の候補者の氏名	当該選挙の公職の候補者の氏名
公職の候補者の氏名	公職の候補者でない者	(略)		公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	に従つて広域連合の議会の議員の氏名	広域連合の議会の議員の氏名
氏名	広域連合の議会の議員の の議員でない者	普通地方公共団体の議会 (略)		の議員の氏名					

第二百三十	第一項第八	第六十八条	号及び第七
公職の候補者（公職の候	（略）	（略）	公職の候補者の何人を記載したか
賛否	（略）	（略）	賛否

第二百三十	第一項第八	第六十八条	号及び第七
選挙人の指示する公職の○の記号	（略）	（略）	公職の候補者の何人
選挙人の賛否の指示に従	（略）	（略）	賛否のいずれか又は何人

七条の二第一
二項

第二百五十 五条第三項		第二百五十 五条第一項	(略)	
公職の候補者一人の氏名 、一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆 議院名簿届出政党等の名 称若しくは略称又は参議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。以下この条及 び次条において同じ。） 一人の氏名、一の衆議院 名簿届出政党等の名称若 しくは略称又は一の参議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	(略)	補者たる参議院名簿登載 者を含む。）の氏名又は 衆議院名簿届出政党等若 しくは参議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称
賛否	賛否	賛否	(略)	

七条の二第一
二項

第二百五十 五条第三項		第二百五十 五条第一項	(略)	
候補者一人の氏名 、一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆 議院名簿届出政党等の名 称若しくは略称又は参議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	選挙人が指示する公職の 候補者（公職の候補者た る参議院名簿登載者を含 む。以下この条及び次条 において同じ。）一人の 氏名、一の衆議院名簿届 出政党等の名称若しくは 略称又は一の参議院名簿 届出政党等の名称若しく は略称	選挙人が指示する公職の 候補者（公職の候補者た る参議院名簿登載者を含 む。）の氏名又は衆議院 名簿届出政党等若しくは 参議院名簿届出政党等の 名称若しくは略称	候補者（公職の候補者た る参議院名簿登載者を含 む。）の氏名又は衆議院 名簿届出政党等若しくは 参議院名簿届出政党等の 名称若しくは略称
員の氏名	員の氏名	員の氏名	(略)	員の氏名

又は一の参議院名簿届出 政党等の名称若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称
（略）	（削除）	（削除）	（削除）
（略）	（削除）	（削除）	（削除）
（略）	（削除）	（削除）	（削除）

名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名
（広域連合の長の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等）	
第二百五十三条 地方自治法第二百九十二条の六第一項の規定により、広域連合の長（同法第二百九十二条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下この条から第二百五十五条の五までにおいて同じ。）の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合においては、同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」と「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」とあり、並びに同条第二項において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広	
（広域連合の長の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等）	
第二百五十三条 地方自治法第二百九十二条の六第一項の規定により、広域連合の長の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合においては、同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」と「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」とあり、並びに同条第二項において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広	

第二項において準用す	第八十一条 第二項における第七十四条の二第七条及び第十項	第二項において準用す	第八十一条 第二項における第七十四条の二第七条及び第十項	会 都道府県の選挙管理委員会 普通地方公共団体の選挙管理委員会	場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	条第五項 る第七十四	いて準用す
選挙人							
広域連合の選挙人				会 広域連合の選挙管理委員会 広域連合の選挙管理委員			

域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十一条第二項において準用する「同法第七十六条第三項中「選挙人」とあるのは「広域連合の選挙人」と「同法第八十二条第二項中「前条第二項」とあるのは「第二百九十一一条の六第一項において準用する第七十六条第三項」と、「普通地方公共体の長及び議会の議長」とあるのは「広域連合の長及び議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長を選挙する広域連合にあつては当該広域連合を組織する地方公共団体の長を」と読み替えるものとする。」

第八十一条	第一項	第二項	第八十二条	第一項	第二項	第八十三条
普通地方公共団体の選挙	管理委員会	前条第二項	普通地方公共団体の長及び議会の議長	広域連合の長（第二百九十二条の十三）	第二百九十二条の六第一項において準用する第七十六条第三項	第二百九十二条の六第一項において準用する第七十六条第三項
会						
広域連合の選挙管理委員会						
る第七十六						
域連合を組織する地方公	は、理事）を選挙する広	を置く広域連合にあつては、理事）を選挙する広	域連合にあつては当該広	方公共団体の長の投票により当該広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会及び議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会	十一條の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会及び議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会	第一項において準用する第七十六条第三項

2 (略)

共団体の長

第二百十五条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十九条の六第一項において準用する同法第八十一条第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十二条			第九十二条	第三項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	(略)	都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内	(削除)	(略)	(略)
(略)	六十二日以内	(略)				(削除)	(略)	(略)

2 (略)

第二百十五条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十九条の六第一項において準用する同法第八十一条第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十二条			第九十二条	第四項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	都道府県にあつては六十二日以内、市町村にあつては三十一日以内	(略)	都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内	都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内	(略)	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会	(略)
(略)	六十二日以内	(略)						

第九十三条	第四項
第一項	第九十四条
五十分の一 （略）	都道府県又は指定都市 の二第一項 第九十三条
三分の一（その総数が四 十万を超え八十万以下の 場合にあつてはその四十 万を超える数に六分の一 を乗じて得た数と四十万 に三分の一を乗じて得た 数とを合算して得た数、 その総数が八十万を超 る場合にあつてはその八 十万を超える数に八分の 一を乗じて得た数と四十 万を超えて四十万に三分 の一を乗じて得た数と合 算して得た数）	広域連合 の二第一項 第九十三条

第九十二条	第五項
第一項	第九十四条
五十分の一 （略）	都道府県又は指定都市 の二第一項 第九十三条
三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつ ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数）	都道府県又は指定都市 、それぞれ、都道府県に あつては十日、指定都市 にあつては五日を経過す る日 （略）

その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と合算して得た数)として得た数)	第一項 第九十七条	(略)	(略)	(略)

その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と合算して得た数)	第一項 第九十七条	(略)	(略)	(略)

第九十七条	（略）	（略）
第二項	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求については三日以内	五日以内

（広域連合の長の解職の投票への公職選挙法等の規定の準用等）

第二百十五条の三 第百条の二、第一百四条、第一百五条、第一百七条、第一百九条の二、第一百九条の三、第一百十一条、第一百十二条、第二百十三条の三、第二百十三条の五第二項、第二百十三条の六第二項及び第二百十三条の七の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
-----	-----	-----

第二百十五条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七

第九十七条	（略）	（略）
第二項	都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内	五日以内

（広域連合の長の解職の投票への公職選挙法等の規定の準用等）

第二百十五条の三 第百条の二、第一百四条、第一百五条、第一百七条、第一百九条の二、第一百九条の三、第一百十一条、第一百十二条、第二百十三条の三、第二百十三条の五第二項、第二百十三条の六第二項及び第二百十三条の七（公職選挙法第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
-----	-----	-----

第二百十五条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第七

規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の六から第十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分）

部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の三並びに第百四十二条第一項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第十三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十六条 第二項	公職の候補者一人の氏名	当該選挙の公職の候補者	(略)	第四十一条 第四項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対する対して	(略)	(略)	(略)
第五十六条 第一項及び 第二項	公職の候補者一人の氏名	当該選挙の公職の候補者	(略)	第四十一条 第四項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対する対して○の記号	賛否又は 賛否	(略)	(略)
第五十六条 第一項及び 第二項	公職の候補者一人の氏名	当該選挙の公職の候補者	(略)	第四十一条 第四項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対する対して○の記号	選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名 広域連合の長の氏名	(略)	(略)

二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第三項、第一百四十二条の三並びに第百四十二条第一項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十六条 第一項及び 第二項	選挙人が指示する公職の 選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名	当該選挙の公職の候補者	(略)	第四十一条 第四項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対する対して○の記号	選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名 広域連合の長の氏名	(略)	(略)
第五十六条 第一項及び 第二項	選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名	当該選挙の公職の候補者	(略)	第四十一条 第四項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対する対して○の記号	選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名 広域連合の長の氏名	(略)	(略)

第四項	第五項	第五六十条	公職の候補者の氏名	選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名
第六十九条	第五十九条の五	当該選挙の公職の候補者の氏名	広域連合の長の氏名	(略)
(略)	(略)	選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名	選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名	(略)
第六十九条の二	第五十九条の五の二	公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等	広域連合の長又はその解職請求代表者	(略)
第二百十五条の五 地方自治法第二百九十五条の六第七項の規定により、広域連合の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(略)	(略)	(略)	(略)

第二百五十五条 地方自治法第一百九十九条の六第七項の規定により、広域連合の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十五条の五 地方自治法第一百九十二条の六第七項の規定により、広域連合の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七條 第二項 有する者		第三十七條 第二項 有する者 (当該解職の請求を受けている広域連合の長 (地方自治法第二百九十五条の三)において準用する同法第二百八十一条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下同じ。) 又はその解職請求代表者を除く。)	
の氏名	当該選挙の公職の候補者	紙の記号を記載する欄	は反対の記載欄
の氏名	第四十六条 第二項 第二項	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄	条例で当該選挙の公職の候補者一人の氏名
当該選挙の公職の候補者	第四十六条 第二項 第二項	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄	(略)
賛否	第四十八条 第一項 第一項	は反対の記載欄	は反対の記載欄
賛否	第四十八条 第一項 第一項	地方自治法第二百九十五条の六第七項において準用する第四十八条第一項	用する第四十八条第一項

(新設)		(新設)	(略)		第二項 第三十七条
(新設)		(新設)	(略)		有する者 有する者(当該解職の請 求を受けている広域連合 の長又はその解職請求代 表者を除く。)

第四十八条										
	公職の候補者（公職の候補者を含む。）一人に対して	公職の候補者一人に対して	公職の候補者（公職の候補者を含む。）一人の氏名	指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に	が指示する賛否	第六十八条第一項第一号	同法第二百九十五条の六	第七項において準用する	第六十八条第一項第一号	第六十八条第一項第一号
当該選挙の公職の候補者	当該選挙の公職の候補者	公職の候補者の氏名を自書しないもの	公職の候補者の氏名を自書しないもの	公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものは、この限りでない。	公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものは、この限りでない。	公職の候補者に対して○の記号	「公職の候補者の氏名」	「賛否とともに」	賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも○の記号を	賛否
賛否	○の記号を記載したか	○の記号を記載したか	賛否	賛否	賛否を自書しないもの	記載欄のいづれに対しても○の記号を記載したか	○の記号を記載したか	○の記号を記載したか	○の記号を記載したか	○の記号を記載したか

第四十八条	
当該選挙の公職の候補者	
広域連合の長の氏名	

第二百三十	(略)	号	第一項第八	第六十八条	号	第一項第六	号及び第七	第六十八条	号	第一項第四	(略)	第五十二条	第四十八条条		第一項		
													第二項	の氏名			
公職の候補者(公職の候)	(略)		載したか	公職の候補者の何人を記				公職の候補者の氏名		の氏名を	(略)	被選挙人の氏名又は政党	その他の政治団体の名称	若しくは略称	党等の名称若しくは略称	公職の候補者(公職の候補者を含む。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	の氏名
賛否又は	(略)		賛否					賛否		賛否とともに	(略)	被選挙人の氏名又は政党	その他の政治団体の名称	若しくは略称	党等の名称若しくは略称	公職の候補者(公職の候補者を含む。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否

第二百三十	(略)	号	第一項第八	第六十八条	号	第一項第六	号及び第七	第六十八条	号	第一項第二	(略)	第五十二条	第四十八条条		第一項		
規定により公職の候補者	(略)		公職の候補者の何人					公職の候補者の氏名		公職の候補者でない者	(略)	被選挙人の氏名又は政党	その他の政治団体の名称	若しくは略称	党等の名称若しくは略称	公職の候補者(公職の候補者を含む。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	の氏名
規定により選挙人の賛否	(略)		賛否のいれか又は何人					広域連合の長の氏名		広域連合の長でない者	(略)	広域連合の長の氏名	広域連合の長の氏名			当該選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名	

		七条の二 第二百三十 七条の二 二項		七条の二 第二百三十 七条の二 二項	七条の二 第二百三十 七条の二 二項
(略)	(略)	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	指示する	略称又は公職の候補者に 対して	者を含む。）の氏名若し くは衆議院名簿届出政党 等若しくは参議院名簿届 出政党等の名称若しくは 略称又は公職の候補者に 対して
(略)	(略)	賛否	指示に従い		補者たる参議院名簿登載 者を含む。）の氏名又は 衆議院名簿届出政党等若 しくは参議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称

第二百五十
五条第一項

第二百五十
五条第一項

(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)

(広域連合の職員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百六条の二 地方自治法第二百九十二条の六第一項の規定により、広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合においては、同法第八十六条第四項後段において準用する同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数）」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

管理委員会」と、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 (略)

第二百六条の三 第九十二条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十二条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の

第二百六十 三条	衆議院議員又は参議院議員の選挙 国庫	広域連合の長の解職の投票 当該広域連合

(広域連合の職員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百六条の二 地方自治法第二百九十二条の六第一項の規定により、広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合においては、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 (略)

第二百六条の三 第九十二条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十二条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の

解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第九十三条 の二第一項	第九十四条 第一項	第九十三条 の二第一項	
都道府県又は指定都市 に関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては十日以内、市町 村に関する請求にあつて は五日以内	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては十日以内、市町 村に関する請求にあつて は五日以内	都道府県又は指定都市 に関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては十日以内、市町 村に関する請求にあつて は五日以内	（略）	（略）	
十日以内	十日以内	十日以内	三分の一（その総数が四十 万を超える場合に六分の一 を乗じて得た数と四十万 に三分の一を乗じて得た 数とを合算して得た数、 その総数が八十万を超 る場合にあつてはその八 十万を超える数に八分の一 を乗じて得た数と四十 万に六分の一を乗じて得 た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算 して得た数）	（略）	（略）

		第九十三条 の二第一項	第九十四条 第一項	第九十三条 の二第一項
都道府県又は指定都市 に関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては十日以内、市町 村に関する請求にあつて は五日以内	都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町 村に関する請求にあつて は五日以内	都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町 村に関する請求にあつて は五日以内	（略）	（略）
十日以内	十日以内	十日以内	（略）	（略）

(略)							第一項	第九十六条	(略)	(略)	
(略)							、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内		(略)	(略)	つては五日以内
(略)							十日以内		(略)	(略)	

(略)							第一項	第九十六条	(略)	(略)	
(略)							、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内		(略)	(略)	
(略)							十日以内		(略)	(略)	

(広域連合の規約の変更の要請の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第一項 第九十七条	（略）	第二項 第九十七条	（略）
五十分の一 （略）	五十分の一 （略）	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては五 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては三日以内	三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつ ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数）
三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつ ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数）	五日以内 （略）	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては五 日以内、市町 村に関する請求にあつて は三日以内	五十分の一 （略）
五十分の一 （略）	五十分の一 （略）	都道府県に あつては五日以内、市町 村に関する請求にあつて は三日以内	三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつ ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数）

(広域連合の規約の変更の要請の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第一項 第九十七条	（略）	第二項 第九十七条	（略）
五十分の一 （略）	五十分の一 （略）	都道府県に あつては五日以内、市町 村に関する請求にあつて は三日以内	三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつ ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数）
三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつ ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数）	五日以内 （略）	都道府県に あつては五日以内、市町 村に関する請求にあつて は三日以内	（略）

第二百十七条 地方自治法第二百九十五条の六第五項の規定により、広域連合の規約の変更の要請の請求に同法の規定を準用する場合においては、同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」とある。」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合はその超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」とある。

2 (略)

第二百十七条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、

第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十五条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十二条 第三項	都道府県及び地方自治法 第二百五十二条の十九第 一項の指定都市（以下「 指定都市」という。）に	二箇月以内

第二百十七条 地方自治法第二百九十五条の六第五項の規定により、広域連合の規約の変更の要請の請求に同法の規定を準用する場合においては、同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合はその超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」とある。」「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 (略)

第二百十七条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、

第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十五条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十二条 第四項	都道府県にあつては二箇 月以内、市町村にあつて は一箇月以内	二箇月以内

第一項	第九十四条	の二第一項	第九十三条	第九十三条规定	第四項	第九十二条		あつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内
五十分の一	(略)	都道府県又は指定都市	都道府県に關する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に關する請求にあつては区ごとに	都道府県に關する請求にあつては市町村ごとに、	(略)	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	(略)	都道府県にあつては六十日以内、市町村にあつては三十一日以内
十万を超え八十万以下の三分の一（その総数が四	(略)	広域連合	市町村ごとに	市町村ごとに	(略)	六十二日以内	(略)	

第一項	第九十四条	の二第一項	第九十三条	第九十三条规定	第五項	第九十二条		都道府県にあつては六十日以内、市町村にあつては三十一日以内
五十分の一	(略)	る日	にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過す	都道府県又は指定都市、それぞれ、都道府県に	都道府県に關する請求にあつては区ごとに	都道府県に關する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に關する請求にあつては区ごとに	(略)	(略)
十万を超える場合にあつては三分の一（その総数が四	(略)	十日を経過する日	広域連合	市町村ごとに	(略)	六十二日以内	(略)	

第一項 第九十六条	(略)	
、都道府県又は指定都市 に関する請求にあつては 十日以内、指定都市以外 の市町村に関する請求に あつては五日以内	(略)	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては五日以内

場合にあつてはその四十
万を超える数に六分の一
を乗じて得た数と四十万
に三分の一を乗じて得た
数とを合算して得た数、
その総数が八十万を超え
る場合にあつてはその八
十万を超える数に八分の
一を乗じて得た数と四十
万に六分の一を乗じて得
た数と四十万に三分の一
を乗じて得た数とを合算
して得た数)

第一項 第九十六条	(略)	
、都道府県に関する請求 にあつては十日以内、市 町村に関する請求にあつ ては五日以内	(略)	都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町 村に関する請求にあつて は五日以内

では、その超える数に六
分の一を乗じて得た数と
四十万に三分の一を乗じ
て得た数とを合算して得
た数)

第一項 第九十七条	(略)		五十分の一 (略)
五十分の一 (略)	(略)		三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、	(略)		三分の一（その総数が四 十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

第一項 第九十七条	(略)		五十分の一 (略)
五十分の一 (略)	(略)		三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、	(略)		三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

<p>(一部事務組合に関する規定の準用)</p> <p>第二百七十三条の三 第二百十一条の規定は、地方自治法第二百九十五条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合について準用する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">第九十七条</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">第二項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求については三日以内</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>五日以内</p> <p>（その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p> </td></tr> </tbody> </table>	第九十七条	第二項	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求については三日以内	<p>五日以内</p> <p>（その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>
第九十七条	第二項				
都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求については三日以内	<p>五日以内</p> <p>（その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>				

<p>第二百二十四条 市町村が第九十一条第二項及び第四項、第九十三条の二第一項、第九十四条第三項及び第四項並びに第九十五条の二の規定（第九十九条、第一百条、第一百十条、第二百六十六条及び第二百二十二条において準用する場合を含む。）により処理することとされている事務（都道府県</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">第九十七条</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">第二項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>五日以内</p> </td></tr> </tbody> </table>	第九十七条	第二項	都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内	<p>五日以内</p>
第九十七条	第二項				
都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内	<p>五日以内</p>				

に対する請求に係るものに限る。）、第百条の二第二項、第百四条第二項、第百七条第一項第三号及び第三項並びに第百九条の三第一項及び第二項の規定（第百十三条及び第百十六条の二において準用する場合を含む。）並びに第百九条の三第三項（第百十三条及び第百十六条の二において準用する場合を含む。）において適用する普通地方公共団体の議会の解散の投票に関する規定により処理することとされている事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）並びに第百六条、第百十四条及び第百十七条において準用する公職選挙法施行令の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）は、第二号法定受託事務とする。

いる事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）、第百条の二第二項、第百四条第二項、第百七条第一項第三号及び第三項並びに第百九条の三第一項及び第二項の規定（第百十三条及び第百十六条の二において準用する場合を含む。）並びに第百九条の三第三項（第百十三条及び第百十六条の二において準用する場合を含む。）において適用する普通地方公共団体の議会の解散の投票に関する規定により処理することとされている事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）並びに第百六条、第百十四条及び第百十七条において準用する公職選挙法施行令の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）は、第二号法定受託事務とする。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（町村の一部事務組合等）</p> <p>第十一條 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この政令の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長（同法第二百九十二条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合につては、理事会）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。</p>	<p>（町村の一部事務組合等）</p> <p>第十一條 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この政令の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（災害報告）	
<p>第五条 第一条に規定する公共土木施設について災害が生じた場合においては、その公共土木施設が市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）の維持管理に属するものにあつては市町村長（市町村の組合にあつては当該組合の管理者又は長（同法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十五条の十三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）、市町村のみで組織している港務局にあつては当該港務局の長。以下同じ。）が都道府県知事に、都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市が加入しているものも含む。）の維持管理に属するものにあつては都道府県知事又は指定都市の長（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合にあつては当該組合の管理者又は長、都道府県又は指定都市がその組織に加わっている港務局にあつては当該港務局の長。以下同じ。）が主務大臣に、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を報告しなければならない。</p> <p>第二項の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）、都道府県又は指定都市がその組織に加わっている港務局にあつては当該港務局の長。以下同じ。）が主務大臣に、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を報告しなければならない。</p>	<p>第五条 第一条に規定する公共土木施設について災害が生じた場合においては、その公共土木施設が市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）の維持管理に属するものにあつては市町村長（市町村の組合にあつては当該組合の管理者又は長、市町村のみで組織している港務局にあつては当該港務局の長。以下同じ。）が都道府県知事に、都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市が加入しているものも含む。）の維持管理に属するものにあつては都道府県知事又は指定都市の長（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合にあつては当該組合の管理者又は長、都道府県又は指定都市がその組織に加わっている港務局にあつては当該港務局の長。以下同じ。）が主務大臣に、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を報告しなければならない。</p>

2

(略)

2

(略)

（傍線の部分は改正部分）

		第二章 教育委員会の委員	改 正 後	現 行
		第二章 教育委員会の委員		
第九十四条	第一項	（略）	（解職請求の手続）	（解職請求の手続）
五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合はその四万を乗して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、	（略）	第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十一条から第九十八条まで及び第九十八条の三の規定は、教育委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求書」とあるのは「委員の解職請求書」と、「条例制定又は改廃請求代表者証明書」とあるのは「委員の解職請求代表者証明書」と、「条例制定又は改廃請求書署名簿」とあるのは「委員の解職請求書署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十一条から第九十八条まで及び第九十八条の三の規定は、教育委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求書」とあるのは「委員の解職請求書」と、「条例制定又は改廃請求代表者証明書」とあるのは「委員の解職請求代表者証明書」と、「条例制定又は改廃請求書署名簿」とあるのは「委員の解職請求書署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第九十四条	第一項	（略）	（解職請求の手続）	（解職請求の手続）
五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合はその四万を乗して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、	（略）	第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十一条から第九十八条まで及び第九十八条の三の規定は、教育委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求書」とあるのは「委員の解職請求書」と、「条例制定又は改廃請求代表者証明書」とあるのは「委員の解職請求代表者証明書」と、「条例制定又は改廃請求書署名簿」とあるのは「委員の解職請求書署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十一条から第九十八条まで及び第九十八条の三の規定は、教育委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求書」とあるのは「委員の解職請求書」と、「条例制定又は改廃請求代表者証明書」とあるのは「委員の解職請求代表者証明書」と、「条例制定又は改廃請求書署名簿」とあるのは「委員の解職請求書署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十七条	第一項	第九十六條
五十分の一	五十分の一 (略)	
三分の一（その総数が四 た数）	三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつ ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数）	(略)

第一項

十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

2 委員の解職請求書、委員の解職請求代表者証明書、委員の解職請求署名簿、委員の解職請求署名収集委任状、委員の解職請求署名審査録及び委員の解職請求署名収集証明書は、地方自治法施行令第九十八条の四の規定に基づく命令で定める様式に準じて作成しなければならない。

第五章 教育組合

(教育組合の委員の任命資格に関する特例等)

第十四条 教育組合（選挙人の投票によりその管理者又は長（地方自治法第二百九十五条の十三）において準用する同法第二百八十七条の三第二項

第一項

十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

2 委員の解職請求書、委員の解職請求代表者証明書、委員の解職請求署名簿、委員の解職請求署名収集委任状、委員の解職請求のための署名収集委任届出書、委員の解職請求署名審査録及び委員の解職請求署名収集証明書は、地方自治法施行令第九十八条の四の規定に基づく命令で定める様式に準じて作成しなければならない。

第五章 教育組合

(教育組合の委員の任命資格に関する特例等)

第十四条 教育組合（選挙人の投票によりその管理者又は長を選挙するものを除く。以下この項において「長を公選としない教育組合」という。

の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事)を選挙するものを除く。以下この項において「長を公選としない教育組合」という。)の教育委員会の委員の任命資格に関する法第四条第一項並びに第九条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「地方公共団体の長の」とあるのは、都道府県の加入する長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する都道府県の知事の」としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する都道府県の知事の」と、都道府県の加入しない長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する市町村の長の」とする。

2 (略)

(教育組合の委員の解職請求に関する特例)

第十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 第十三条第一項の規定により、教育組合のうち一部事務組合又は広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求について地方自治法施行令第九十二条第三項、第九十三条、第九十三条の二第一項、第九十四条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第二項の規定を準用する場合においては、当該教育組合は、都道府県とみなす。

5 (略)

(最初に任命される委員の任期)

第十七条 教育組合の設置後最初に任命される教育委員会の委員の任期は、法第五条第一項本文の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、法第三条ただし書の条例の定めるところによりその定数を六人以上とする場

)の教育委員会の委員の任命資格に関する法第四条第一項並びに第九条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「地方公共団体の長の」とあるのは、都道府県の加入する長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する都道府県の知事の」と、都道府県の加入しない長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する市町村の長の」とする。

2 (略)

(教育組合の委員の解職請求に関する特例)

第十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 第十三条第一項の規定により、教育組合のうち一部事務組合又は広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求について地方自治法施行令第九十二条第四項、第九十三条、第九十三条の二第一項、第九十四条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第二項の規定を準用する場合においては、当該教育組合は、都道府県とみなす。

5 (略)

(最初に任命される委員の任期)

第十七条 教育組合の設置後最初に任命される教育委員会の委員の任期は、法第五条第一項本文の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、法第三条ただし書の条例の定めるところによりその定数を六人以上とする場

合又は三人以上とする場合にあつては、次の各号に掲げる数（その数に一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）に相当する人数について、それぞれ当該各号に定める年数とする。この場合において、各委員の任期は、当該教育組合の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十五条の十三）において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く教育組合にあつては、理事会）が定める。

一〇四 （略）

合又は三人以上とする場合にあつては、次の各号に掲げる数（その数に一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）に相当する人数について、それぞれ当該各号に定める年数とする。この場合において、各委員の任期は、当該教育組合の管理者（教育組合のうち地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合であるものにあつては、理事会）又は長が定める。

一〇四 （略）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
（一部事務組合等の職員を組合員とする組合）	（一部事務組合等の職員を組合員とする組合）	（一部事務組合等の職員を組合員とする組合）
<p>第七条 法第三条第三項に規定する一部事務組合等（以下この条において「一部事務組合等」という。）の職員は、次の各号に定めるところにより、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員が二以上の組合の組合員である場合 当該一部事務組合等を組織する地方公共団体が当該一部事務組合等の経費として支弁する額等を勘案して、当該一部事務組合等の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十五条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く一部事務組合等にあつては、理事会）が、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の長と協議して定めた組合</p>	<p>第七条 法第三条第三項に規定する一部事務組合等（以下この条において「一部事務組合等」という。）の職員は、次の各号に定めるところにより、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員が二以上の組合の組合員である場合 当該一部事務組合等を組織する地方公共団体が当該一部事務組合等の経費として支弁する額等を勘案して、当該一部事務組合等の管理者（広域連合にあつては、長）が、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の長と協議して定めた組合</p>	

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
（事業ごとの地方公共団体の負担額）	第七条 法第四条第一項に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額又は前条に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額は、その年に発生した激甚災害について、次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とする。 一 （略）	第七条 法第四条第一項に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額又は前条に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額は、その年に発生した激甚災害について、次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とする。
二 都道府県若しくは市町村の組合若しくは港務局（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局をいう。以下同じ。）又は当該組合の管理者若しくは長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十二条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）若しくは港務局の長が施行する事業で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、査定事業費の額に対する当該組合の規約又は港務局の定款で定められた分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額からその分担額に対応する国の負担額又は補助額を控除した金額	二 都道府県若しくは市町村の組合若しくは港務局（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局をいう。以下同じ。）又は当該組合の管理者若しくは長若しくは港務局の長が施行する事業で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、査定事業費の額に対する当該組合の規約又は港務局の定款で定められた分担割合によるとの額に対する当該組合の規約又は港務局の定款で定められた分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額からその分担額に対応する国の負担額又は補助額を控除した金額	二 都道府県若しくは市町村の組合若しくは港務局（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局をいう。以下同じ。）又は当該組合の管理者若しくは長若しくは港務局の長が施行する事業で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、査定事業費の額に対する当該組合の規約又は港務局の定款で定められた分担割合によるとの額に対する当該組合の規約又は港務局の定款で定められた分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額からその分担額に対応する国の負担額又は補助額を控除した金額
三 五 （略）	六 市町村（市町村の組合を含む。）又は社会福祉法人その他の地方公共団体以外の者が施行する事業（児童厚生施設等に係る事業を除く。）で都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五	六 市町村（市町村の組合を含む。）又は社会福祉法人その他の地方公共団体以外の者が施行する事業（児童厚生施設等に係る事業を除く。）で都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五

び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。以下この号及び第九条第四項において同じ。)が費用の一部を負担し、又は補助し、国が当該都道府県の負担し、又は補助するものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について都道府県が負担し、又は補助する金額から国が当該都道府県に対して負担し、又は補助する金額を控除した金額、市町村にあつては査定事業費の額から都道府県が負担し、又は補助する額を控除した金額(市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による市町村の分担額から当該市町村の分担額に対応する都道府県の負担額又は補助額を控除した金額)

2
七
(略)

十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。以下この号及び第九条第四項において同じ。)が費用の一部を負担し、又は補助し、国が当該都道府県の負担し、又は補助する金額の一部を負担し、又は補助するものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について都道府県が負担し、又は補助する金額から国が当該都道府県に対して負担し、又は補助する金額を控除した金額、市町村にあつては査定事業費の額から都道府県が負担し、又は補助する額を控除した金額(市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による市町村の分担額から当該市町村の分担額に対応する都道府県の負担額又は補助額を控除した金額

2
七
(略)

（傍線の部分は改正部分）

		現 行
	改 正	後
	第一章 合併協議会設置の請求 (署名の収集の方法等)	
第一条 (略)		
2 (略)		
3 前二項の規定による署名及び押印は、前条第二項の規定による告示があつた日から一月以内でなければ、これを求めることができない。ただし、法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から三十一日以内とする。		
4 法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十		
5 法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十		
3 請求代表者は、前項の規定により署名及び押印を求めるための委任をしたときは、直ちに、委任を受けた者の氏名及び委任の年月日を記載した書面（以下「署名収集委任届出書」という。）をもつて、その旨を当該市町村の長及び市町村の選挙管理委員会（当該市町村が指定都市である場合には、委任を受けた者の属する区の選挙管理委員会）に届け出なければならない。		
4 第一項及び第二項の規定による署名及び押印は、前条第二項の規定による告示があつた日から一月以内でなければ、これを求めることができない。ただし、法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から三十一日以内とする。		

六号) 第九十二条第四項に規定する期間とする。

(署名簿の仮提出)

第三条 請求代表者は、指定都市における請求につき当該請求に係る区域の一部について前条第三項ただし書の規定の適用がある場合には、署名簿が作成される区域ごとに同項に規定する期間が満了する日の翌日から五日を経過する日までに、当該区域に係る署名簿を区の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りでない。

2 (略)

(署名簿の提出及び審査等)

第四条 請求代表者は、署名簿に署名及び押印をした者の数が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数になったときは、第二条第三項に規定する期間が満了する日（指定都市における請求につき当該請求に係る区域の一部について同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に規定する期間が満了する日）の翌日から五日を経過する日までに、署名簿（署名簿が二冊以上に分かれているときは、これを一括したもの）を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(準用)

第十四条 第二条から第十条までの規定は、法第四条第十一項の規定によ

六号) 第九十二条第五項に規定する期間とする。

(署名簿の提出)

第三条 請求代表者は、指定都市における請求につき当該請求に係る区域の一部について前条第四項ただし書の規定の適用がある場合には、署名簿が作成される区域ごとに同項に規定する期間が満了する日の翌日から五日を経過する日までに、当該区域に係る署名簿を区の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りでない。

2 (略)

(署名簿の提出及び審査等)

第四条 請求代表者は、署名簿に署名及び押印をした者の数が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数になったときは、第二条第四項に規定する期間が満了する日（指定都市における請求につき当該請求に係る区域の一部について同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に規定する期間が満了する日）の翌日から五日を経過する日までに、署名簿（署名簿が二冊以上に分かれているときは、これを一括したもの）を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(準用)

第十四条 第二条から第十条までの規定は、法第四条第十一項の規定によ

る投票の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「請求代表者」とあるのは「投票実施請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「投票実施請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「投票実施請求代表者証明書」と、第四条第一項、第九条第一項及び第十条中「五十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条中「長」とあるのは「選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

(公職選挙法の規定のうち準用しないもの)

第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第百二十六条の四並びに第百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項までの項（同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに限る。

る投票の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「請求代表者」とあるのは「投票実施請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「投票実施請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「投票実施請求代表者証明書」と、第二条第三項中「長及び市町村の選挙管理委員会」とあるのは「選挙管理委員会」と、第四条第一項、第九条第一項及び第十条中「五十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条中「長」とあるのは「選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

(公職選挙法の規定のうち準用しないもの)

第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項までの項（同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに限る。

第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に關する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに關する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第一百六条まで、第一百八条、第十一章、第十二章、第一百二十九条から第一百三十四条まで、第一百三十六条の二第二項、第一百三十九条ただし書、第一百四十一条から第一百四十七条の二まで、第一百四十八条第二項及び第三項、第一百四十二条、第一百六十一条から第一百六十四条の五まで、第一百六十五条の二、第一百六十六条ただし書、第一百六十七条から第一百七十二条の二まで、第一百七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第一百七十六条から第一百七十八条の三まで、第一百七十九条第一項及び第三項、第一百七十九条の二から第一百九十七条まで、第一百九十八条、第一百九十九条第二項から第五項まで、第一百九十九条の二から第一百九十九条の五まで、第十四章の一、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第一百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十四条、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十二条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条の二、第二百二十四条の一、第二百二十四条の三、第二百三十四条（同法第二百二十二条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条第三項に關する部分に限る。）、第二百三十五条、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一条の十五に關する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第十五条の四第二号、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一条の十五に關する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第

二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第一百四十条、第一百四十二条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十二条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十四条まで、第二百六十六条第一項後段及び第二项、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十二条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十四条まで、第二百六十六条第一項後段及び第二項、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十二条第一項から第二百七十二条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

(公職選挙法施行令の準用)

第二十二条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条第一項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第四十九条の三、第四章の三、第五十条（第五項及び第七項を除く。）、第五十一条、第五十二条、第五

(公職選挙法施行令の準用)

第二十二条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条第一項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第四十九条の三、第四章の二、第五十条（第五項及び第七項を除く。）、第五十一条、第五十二条、第五十五条

十三条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条（第六項及び第七項に係る部分を除く。）、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの規定中市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、同条第五項（同条第四項に関する部分を除く。）、第六十二条、第六十三条第一項及び第七項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一

条（第四項に係る部分を除く。）、第六十二条、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十二条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十二条第一項から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項、第八十七条第一項（市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項、第八十七条第一項（市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二第一項、第一百四十二条第一項、第一百四十二条の三、第一百四十五条、第一百四十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票について準用する。この

十三条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条（第六項及び第七項に係る部分を除く。）、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項及び第二項、同条第四項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの規定中市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの中市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一

及び第二項、第一百四十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第一百四十二条の三、第一百四十五条、第一百四十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(準用)

第二十八条 第一条第四項及び第五項並びに第二条から第十一条までの規定は法第五条第一項の規定による請求について、第十二条の規定は法第五条第七項の規定により意見を述べる機会を与えるときについて準用する。この場合において、これらの規定中「代表者証明書」とあるのは、「同一請求代表者証明書」と、「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と、^[第二条第三項]「前条第二項」とあるのは「第二十七条第四項」と、第十一條中「合併請求市町村」とあり、及び「合併対象市町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と読み替えるものとする。

第四章 補則

(合併協議会設置請求書等の様式)

第五十四条 合併協議会設置請求書、代表者証明書、署名簿、署名収集委任状、署名審査録、署名収集証明書、投票実施請求書、投票実施請求代表者証明書、合併協議会設置同一請求書及び同一請求代表者証明書の様式は、総務省令で定める。

場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(準用)

第二十八条 第一条第四項及び第五項並びに第二条から第十一条までの規定は法第五条第一項の規定による請求について、第十二条の規定は法第五条第七項の規定により意見を述べる機会を与えるときについて準用する。この場合において、これらの規定中「代表者証明書」とあるのは、「同一請求代表者証明書」と、「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と、^[第二条第四項]「前条第二項」とあるのは「第二十七条第四項」と、第十一條中「合併請求市町村」とあり、及び「合併対象市町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と読み替えるものとする。

第四章 補則

(合併協議会設置請求書等の様式)

第五十四条 合併協議会設置請求書、代表者証明書、署名簿、署名収集委任状、署名審査録、署名収集証明書、投票実施請求書、投票実施請求代表者証明書、合併協議会設置同一請求書及び同一請求代表者証明書の様式は、総務省令で定める。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行	（地方自治法施行令の準用）	<p>第二十二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十五条の二から第九十五条の四まで、第九十七条、第九十八条第一項、第一百条の二、第一百三条から第一百五条まで、第一百十一条及び第一百十二条（直接請求）の規定は、法第九十九条第一項の規定による海区漁業調整委員会の委員の解職の請求及び投票に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ下欄のように読み替えるものとする。</p>	（略）							
第一百五条	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
一項	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
	（一般会計とみなされる特別会計の範囲等）	
	第七十二条 （略）	
2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十五条（相互に関連する事務の共同処理）の一部事務組合が特別会計を設けて次に掲げる事業以外の事業を行う場合において、当該一部事務組合が、同法第二百八十七条の三第一項（第二百八十五条の一部事務組合に関する特則）の規定に基づき、その規約において当該事業に係る事件の議決の方法について特別の規定を設けたときは、当該事業に係る法第六十条の規定の適用については、当該事業は、同条第一項本文の一般会計に係る業務として行う事業とみなす。	2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十五条（相互に関連する事務の共同処理）の一部事務組合が特別会計を設けて次に掲げる事業以外の事業を行う場合において、当該一部事務組合が、同法第二百八十七条の二第一項（第二百八十五条の一部事務組合に関する特則）の規定に基づき、その規約において当該事業に係る事件の議決の方法について特別の規定を設けたときは、当該事業に係る法第六十条の規定の適用については、当該事業は、同条第一項本文の一般会計に係る業務として行う事業とみなす。	
3 一〇四 （略）	3 一〇四 （略）	